

ドイツ民訴法における仲裁判断取消手続

1 はじめに

ZPO1059条は、仲裁判断取消しについて、ほぼモデル法34条にならった規定をおく¹。以下においては、この規定に関し、4月1日の検討会で問題となった手続的問題（口頭弁論・差戻しの内容、申立期間の扱い）について、ごく大まかに調べたところを述べる。

2 執行・取消手続と口頭弁論

ZPO1063条1項は、通則として、裁判所は口頭弁論を行わず、決定で裁判することができる（但し相手方を審尋しなければならない²）と規定するが、2項では、「仲裁判断の取消しが求められた場合」、執行宣言申立てがあつて「1059条2項の取消原因が問題となる場合」³には、裁判所は「口頭弁論を命じなければならない」という。立法理由書には、「これらの場合には仲裁判断の存続(Bestand)と実現(Durchsetzung)が問題となるから、口頭弁論は省略できない」⁴との説明がある。ここでいう「口頭弁論」は、ZPO128条1項にいう通常的口頭弁論を意味しており、仲裁判断のための特殊な口頭弁論が考えられているわけではないが、両当事者の合意があれば、ZPO128条2項に従い、書面手続によることが可能と解されている⁵。

3 申立期間（3項）

モデル法34条3項は、取消申立期間を、申立当事者が「仲裁判断の送達を受けた日」、ないし訂正・解釈・追加申立てがあつた場合には「仲裁廷が当該申立てを処理した日」から3ヶ月と規

¹ 但し、後述する諸点のほか、仲裁契約当事者の無能力(モデル法34条(2)(a)(i))については、ニューヨーク条約にならい、「この者に適用される法により」無能力であったことと定めること(2項1号a)、仲裁廷の構成・仲裁手続が合意に従っていない、または不適法であったことが「仲裁判断に影響したと認められること」を要求すること(2項1号d)、「仲裁判断が本邦の公序に反する」という文言ではなく、仲裁判断の「承認または執行が」公序に反する「結果をもたらす」とことと定めること(同2項2号b)、といった点で、モデル法とは若干の相違がある。

² ここでいう相手方の「審尋」(Anhörung)とは、書面による陳述の機会の付与を念頭におく。Schwab/Walter, Schiedsgerichtsbarkeit, 6. Aufl., 2000, Kap. 27 Rz. 22. なお、「仲裁法規集」-140-6の邦語訳では、このセンテンスが欠落している。

³ そのうち、2項1号に定める取消原因の場合には、当事者による援用が必要と解されている。Schwab/Walter, a.a.O., Kap. 27 Rz. 18 Fn. 28.

⁴ Bericht des Rechtsausschusses, BT-Drucks. 13/9124 vom 24.11.1997, S. 48 ff., in: Berger (Hrsg.), Das neue Recht der Schiedsgerichtsbarkeit, 1998, S. 316. またそこでは、「当事者の一方による明示的申立てがあれば、欧州人権条約6条1項1文(公開の裁判を請求する権利)に照らし、裁判所は常に口頭弁論を開くことになる」との説明もなされているが、これについては議論の余地があろう。Münchener Kommentar ZPO, 2. Aufl., 2001, § 1063 Rz. 3 (Münch).

⁵ Schwab/Walter, a.a.O., Kap. 27 Rz. 18. 他にも、18条3項による例外的書面手続の余地も認められている。Münchener Kommentar, a.a.O.

定している。ZPO1059条3項もほぼこれにならい、当事者による別段の合意がない限り⁶、仲裁判断取消しの申立ては、仲裁判断が「申立人に送達された日から」3ヶ月の期間内にしなければならないとするが、訂正・解釈・追加申立てがあった場合、この期間は、「この申立てに関する判断が受領された日から最大で1ヶ月延長される」、という。

この規定につき、改正ZPOの立法理由書は次のように説明する。即ち、「第1項に定められた3ヶ月という申立期間の制限は、仲裁判断の効力について妥当な期間内に明確性をもたらすことを目的としている。……（比較法）……取消申立期間は、モデル法の場合と同様に例外なく、即ち、職権で審査されるべき2項2号の取消事由についても妥当する。確かに、とりわけZPO1041条1項6号の定める回復事由などは、仲裁判断言渡後長期間を経て明らかになる。しかし、ここでは稀な例外的ケースが問題となるのであって、それについてはさらに損害賠償法が適切な解決を提供する」、と。

この申立期間の性格について、一般的な理解かどうかはなお明らかでないが、あるコメントールは次のように説明している。即ち、「この期間は、遺憾ながら、不変期間として構想ないし言明(deklarieren)されているわけではない。従って、原状回復(233条[訳者注：当事者が過失なくして不変期間を遵守できなかった場合に、申立てにより当事者に原状回復を認める規定]以下)は認められず、むしろ、当事者に責めを負わせることのできない期間不遵守(例えば後になつての偶然的発見)の場合であっても、厳しい排除が行われる。確かに、期間(1号。2ないし3号の場合は別)について、当事者は、事後的にも異なる合意をすることができる(1号1文)。しかし、これは期間ないしはその完全な排除についてのみ妥当するものであり、手続的に柔軟な取り扱いを認めるものではない。裁判官はあらゆる変更権限(224条2項末尾)を認められていない」、と⁷。

1059条3項に定める3ヶ月の申立期間と執行宣言手続での取消事由の主張の関係について、1060条2項は、「1059条2項1号の取消事由は、同条3項に定める期間が、相手方が仲裁判断の取消しを求める申立てをすることなく経過した場合、これを顧慮してはならない」と規定する。つまり、取消事由のうち、仲裁契約の無効など申立人が主張すべき事由(1059条2項1号)については、3ヶ月の申立期間の経過によって、執行宣言手続でも主張できなくなるわけであるが⁸、反対解釈すると、裁判所が職権で審査する仲裁適格及び公序(同2号)については、この期間経過後も、執行宣言手続で主張できることになる。

4 執行宣言後の取消申立て

1059条3項は、モデル法とは異なり、取消申立ては、「仲裁判断が本邦の裁判所によって執行宣言を付されたときには、もはやこれを行うことはできない」と規定している。その理由は、この場合債務者は、執行宣言手続で取消事由を主張できたことに求められる⁹。

5 仲裁判断の取消しと仲裁契約(5項)

⁶ 「仲裁法規集」 -140-4の邦語訳ではこのセンテンスが欠落している。

⁷ Münchner Kommentar,a.a.O, § 1059 Rz,28.

⁸ その根拠として理由書は、このような扱いにしないと、債務者は、執行宣言手続の開始を待ついつまでも取消事由の主張ができることになり、申立期間を制限する意味が失われることを指摘する。Bericht des Rechtsausschusses,a.a.O.,S.300.

⁹ Bericht des Rechtsausschusses,a.a.O.,S.290.

改正前のドイツ通説は、仲裁判断取消しによって国家裁判所の裁判権が復活するとしていたが¹⁰、新1059条5項は、「仲裁判断の取消は、その効果が不明の場合には、訴訟物について仲裁契約を復活させる効果を有する」とした。つまり、当事者による別段の合意がない限り、取消後も当事者は新たに仲裁契約を締結することなく、仲裁手続を再開することができる。その根拠としては、当事者意思との原則的整合性のほか、新たな仲裁契約の締結が場合によっては困難になりうることや裁判所の負担軽減もあげられる¹¹。但し、仲裁契約の無効や仲裁適格性の欠如によって仲裁判断が取り消された場合には5項の適用はなく、国家裁判所への提訴が可能になる¹²。

この場合（仲裁契約の復活）、従前の仲裁廷の任務は、いったん仲裁判断を下し仲裁手続が終了したことによって終了しているため（1056条3項）、当事者は、別段の合意がない限り、新たに仲裁廷を構成し直さなくてはならない¹³。これはかなり面倒なことであるため、以下のように、一定の要件の下に、従前の仲裁廷への差戻しが認められている。

6 仲裁廷への差戻し（4項）

ZPO1059条4項によれば、仲裁判断取消申立てを受けた裁判所は、「適当と認める場合」、「当事者の申立てに基づき」、仲裁判断を取り消して、事件を仲裁廷に差し戻すことができる。この規定による差戻しがあると、仲裁廷の任務は例外的に終了しなかったこととされ（1056条3項）、従前の仲裁廷は、仲裁判断取消を導いた事由を顧慮しつつ、新たに仲裁判断を行わなければならない。裁判所の判断は仲裁人を拘束するものではないが、再度同じ過誤があれば、損害賠償賠償責任の問題を生じうる¹⁴。モデル法34条4項は、仲裁廷による手続再開・取消事由除去を可能にするために、裁判所は「手続を停止しうる」としていたが、ZPO1059条4項が「仲裁判断取消し+差戻し」という構成をとった理由は、新たな仲裁判断において取消事由が原則的に除去されていることからすると、取消手続もその前に終結させておくのが適当と考えられたことによる¹⁵。

¹⁰ Bericht des Rechtsausschusses, a.a.O.

¹¹ Bericht des Rechtsausschusses, a.a.O.; Münchner Kommentar, a.a.O., § 1059 Rz.38.

¹² Baumbach-Lauterbach-Albers, ZPO, 60. Aufl., 2002, § 1059 Rz.15; Münchner Kommentar, a.a.O., § 1059 Rz.38.

¹³ Bericht des Rechtsausschusses, a.a.O., S.290; Baumbach-Lauterbach-Albers, a.a.O.

¹⁴ Schwab/Walter, a.a.O., S.279 Rz.20.

¹⁵ Bericht des Rechtsausschusses, a.a.O.